

公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団運営細則

(目的)

第 1 条 この細則は、公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団(以下「財団」という。) の業務の運営に関し、必要な文書の様式及び事務の取扱いについて定める。

(用語)

第 2 条 この細則において規則とは、公益財団法人神奈川県私立幼稚園退職基金財団運営規則をいい、その他の用語の意義は定款及び規則の例による。

(文書の様式)

第 3 条 次の各号に掲げる文書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|----------------------------------|---------|
| (1) 規則第 5 条の申込書 | 第 1 号様式 |
| (2) 規則第 7 条の辞退届 | 第 2 号様式 |
| (3) 規則第 13 条の払込取扱票 | 第 3 号様式 |
| (4) 規則第 14 条の督促状 | 第 4 号様式 |
| (5) 規則第 21 条第 1 項の退職手当資金給付請求書 | 第 5 号様式 |
| (6) 規則第 22 条第 1 項の退職手当資金裁定兼支払通知書 | 第 6 号様式 |
| (7) 規則第 23 条の退職手当資金領収書 | 第 7 号様式 |

2 規則第 9 条第 1 項の異動報告書の様式は、次の各号に定めるところによる。

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 加入資格取得届 | 第 8 号様式 |
| (2) 加入者脱退届 | 第 5 号様式 |
| (3) 加入者登録変更届 | 第 9 号様式 |
| (4) 幼稚園登録変更届 | 第 10 号様式 |
| (5) 加入者異動届 | 第 11 号様式 |
| (6) 加入者休職・復職届 | 第 12 号様式 |

3 規則第 9 条第 2 項の給与月額についての届書の様式は、次の各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 標準給与月額算定基礎届 | 第 13 号様式 |
| (2) 給与月額変更届 | 第 14 号様式 |

(インターネット届出システムの利用)

第 4 条 前条第 1 項(5)及び(6)並びに第 2 項(1)、(2)、(3)、(5)及び(6)並びに第 3 項(1)及び(2)については、財団が指定するインターネット届出システムを利用して届出等を行うことができる。

(細則の変更)

第 5 条 この細則を変更しようとするときは、理事会の議を経なければならない。ただし、軽易な事項については、理事長の決するところによることができる。

(補則)

第 6 条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。